

二十二 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>16-2-8 証券投資信託（日々決算を行い、その都度その決算収益の全額を未払収益分配金勘定に振り替えることとされているものを除く。）の収益の分配に対する所得税額につき令第140条の2第2項又は第3項《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する場合におけるこれらの項の利子配当等の計算の基礎となった期間は、次の期間を<u>いう</u>。この場合、(4)の追加型証券投資信託と他の証券投資信託とは区分して同条第3項の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 追加型証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配については、(1)から(3)までにかかわらず、(1)の分配は、当該信託の当該受益証券に係る設定日（追加設定の日を含む。以下16-2-8において「元本の設定日」という。）からその決算分配金に係る計算期間の末日までの期間（元本の設定日が当該決算分配金の計算期間の開始の日前である場合には、当該計算期間）、(2)の分配は、元本の設定日から信託の解約の日までの期間、(3)の分配は、元本の設定日から信託の終了の日までの期間。</p> <p>(注)</p>	<p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>16-2-8 証券投資信託（日々決算を行い、その都度その決算収益の全額を未払収益分配金勘定に振り替えることとされているものを除く。）の収益の分配に対する所得税額につき令第140条の2第2項又は第3項《法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する場合におけるこれらの項の利子配当等の計算の基礎となった期間は、次の期間を<u>いうものとする</u>。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>